

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 5 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600286号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600143号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年7月1日から同年9月5日まで

私は、昭和41年7月1日にB社からA社に移り、切れ目なく勤務していた。給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和41年7月1日にB社からA社に移り、切れ目なく勤務していたと主張しているところ、請求期間当時、A社に勤務していたとする複数の同僚の陳述から、請求者が当該請求期間において、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の厚生年金保険の適用事業所として継承しているC社に確認したところ、請求期間当時の厚生年金保険に関する書類は所持していないとの回答があり、請求者の当該請求期間に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、請求期間当時勤務していた複数の同僚の陳述により、A社は、料理飲食業であったことが推認できるところ、当該事業所の商業登記簿の履歴事項全部証明書の目的欄に料理飲食業とあり、強制適用事業所とならない非適用業種であることが推認できる上、事業所番号等索引簿により、昭和41年9月5日に任意包括適用事業所となっていることが確認できる。このことについて、日本年金機構D事務センターに確認したところ、A社の実態を確認した上で加入手続を行ったと推測すると回答していることから、当該事業所は、請求期間は、強制適用事業所に当たらず、請求者は、厚生年金保険被保険者となることはできない。

なお、A社が任意包括適用事業所となった昭和41年9月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が所持していた昭和41年7月分及び同年8月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。